

第3期我孫子市障害者活躍推進計画の基本方針

(令和8年4月1日策定)

1 計画策定の趣旨

本市では、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3第1項に基づき「我孫子市障害者活躍推進計画」を策定し、令和2年4月1日から実施しています。

計画策定年度である令和2年度においては、本市の障害者雇用率は法定雇用率を下回っており、法定雇用率充足のために計画的な採用を進めていくことを主な目標としていました。

第2期我孫子市障害者活躍推進計画においては、雇用促進・拡大に向けた新たな取組みとしてチャレンジドオフィスを設置する等、引き続き計画的な採用を進め、令和5年度に法定雇用率及び法定雇用障害者数を上回ることができました。令和6年度は、令和6年4月の法定雇用率の段階的な引上げ及び職員数の増加に伴い、法定雇用率及び法定雇用障害者数を下回りましたが、中途採用試験を含め複数回にわたり採用試験を実施する等、積極的な採用を行った結果、令和7年度は、法定雇用率及び法定雇用障害者数を上回ることができました。

このような状況を踏まえ、法定雇用率及び法定雇用障害者数の達成を長期的に維持していくための計画的な採用を進めていくとともに、障害のある職員がより活躍できる環境の整備を行うべく、第3期我孫子市障害者活躍推進計画を策定しました。

2 計画の基本方針

第3期我孫子市障害者活躍推進計画については、計画全体の維持・継続を基本とした上で、次の基本方針により必要な検討事項を整備しました。

(1) 法定雇用率、法定雇用障害者数の達成に向けた考え方

引き続き、当該年度における法定雇用率及び法定雇用障害者数の達成にのみ着目するのではなく、予期せぬ社会情勢の変化等を考慮し、長期的に達成状況が維持できることを第一とした目標設定を行うことで、実雇用率及び実雇用障害者数の向上に努めます。

項目	令和6年6月1日	令和7年6月1日	令和8年6月1日 (目標)
法定雇用率	2.80%	2.80%	2.80% (予定※)
実雇用率	2.62%	2.95%	<u>3.06%</u>
法定雇用障害者数	27人	27人	28人 (予定※)
実雇用障害者数	26人	29.5人	<u>31人</u>

※法定雇用率及び法定雇用障害者数は変動する可能性があるため予定としています。

なお、令和8年7月1日から法定雇用率が3.0%に引き上げられる予定です。

(2) 新規採用及び異動対象となった障害のある職員への重点的なフォローアップ

障害のある職員に対しては、これまで面談や自己申告書兼キャリアレポート等によ

り当該職員の状況を把握し、必要に応じて人事配置や業務内容等について配慮することとしていましたが、特に、新規採用及び異動対象となった障害のある職員については、環境変化や新たな業務への対応等により心身への負担が大きいことが想定されるため、配属先の所属長と密に情報連携を図った上で、当該職員や所属長との面談やヒアリング等を通じ、配属日以降も継続的なフォローアップを行います。

3 計画の策定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで